

「移動支援事業」重要事項説明書

令和7年4月1日

当事業所は草加市より移動支援事業団体として登録しています。
登録番号 第1号

当事業所は、利用者に対して、移動支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、草加市障害等地域生活支援事業実施要項に基づく、草加市移動支援事業の支給決定を受けた方が対象となります。

1 事業者

- (1) 名 称 社会福祉法人草加市社会福祉協議会
- (2) 所 在 地 草加市松江一丁目1番32号
- (3) 電 話 番 号 048-932-6777
- (4) 代 表 者 会長 帛 溪 文 有
- (5) 設立年月日 昭和43年12月23日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 移動支援（平成18年10月1日指定）

- (2) 目 的

屋外での移動に困難がある利用者に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出の支援をすることを目的としてサービスを提供します。

- (3) 名 称 社会福祉法人草加市社会福祉協議会
- (4) 所 在 地 草加市松江一丁目1番32号
- (5) 電 話 番 号 048-932-6777
- (6) 管 理 者 名 浅井 健至
- (7) 開設年月日 平成18年10月1日
- (8) 運 営 方 針

関係法令を遵守し、市町村等との綿密な連携を図り、利用者が必要な時に必要な移動支援サービスの提供ができるよう努めます。

- (9) 通常サービス提供地域 草加市内

- (10) 営業日、営業時間等

- ① 営業日

ア サービス提供日 毎日

イ 窓口業務 月曜日から土曜日までです。（ただし、国民の祝日及び12月29日から31日、1月2日から3日までは除きます。）

- ② 営業時間

ア サービス提供時間 午前6時から午後9時までです。

イ 窓口業務 午前8時30分から午後5時15分までです。

- ③ 連絡体制

電話により、午前6時から午後9時までは連絡できる体制をとっています。

3 サービス内容

屋外での移動に困難がある利用者に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出の支援を行います。

4 サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

- ① サービスの提供にあたっては、担当のサービス提供責任者を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。訪問介護員に変更が生じる場合は、あらかじめ利用者又はその家族に連絡するとともに、サービスの利用上の不利益が生じないように、十分配慮します。
- ② 利用者から特定の訪問介護員を指名する事はできません。
- ③ 訪問介護員又はサービスの内容について、気づいた点や要望があれば、相談窓口にご相談ください。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、利用者の依頼に基づいて行います。ただし、実際のサービス提供にあたっては、体調等に十分に配慮しながらサービスを提供します。
※サービスの依頼は、日時・目的地・所要時間等をお知らせいただきます。
- ② サービス実施に必要な交通費、入場料等は利用者の負担とします。ただし、訪問介護員の昼食費等の飲食費は訪問介護員自身の負担とします。また、深夜時間帯に移動支援が及ぶ場合は、訪問介護員の帰宅が安全にできるようタクシー料金等の料金を負担していただく場合もあります。

(3) キャンセル料の発生

訪問介護員が到着してから中止を申し出たとき、又は不在のときは、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセル料・・・・・・・・・・640円

(4) サービスの変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て目的地等を変更し、サービスを実施します。

(5) 受給者証の確認

受給者証の記載内容に変更があったとき、又は受給者証を更新したときは、速やかに事業所又は訪問介護員にお知らせください。また、サービス提供責任者や訪問介護員が受給者証の確認を求めたときは、提示してください。

(6) 訪問介護員の禁止行為

サービスの提供に当たり、次に該当する行為は禁止されています。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭や、物品、飲食の提供
- ④ 契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動支援等において、利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除く。ただし、その場合にあっても利用者及び家族からの提供は禁止。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合除く。）

- ⑦ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

5 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス実施記録等は、5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、社会福祉法人草加市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

6 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

7 損害賠償保険への加入

当事業所は、社会福祉法人全国社会福祉協議会を通じて、次の損害賠償保険に加入しています。

保 険 名	福祉サービス総合補償
-------	------------

8 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定しています。虐待に関する相談を受け付けます。

虐待防止に関する責任者：新井 諭 (介護課長) 電話：048-932-6777 FAX：048-932-6779 受付時間：毎週月～土曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後17時15分

9 苦情等の受付について

当事業所における苦情の受付、サービス利用等のご相談及びサービスに対する苦情や意見、利用料の支払いや手続きなど、サービスに関する 相談、利用者の記録等の情報開示の請求は、次の専用窓口で受け付けます。

【 相 談、苦 情 等 受 付 窓 口 】

相談、苦情相談の受付担当者：浅井 健至 (管理者) 相談、苦情相談の解決責任者：新井 諭 (介護課長) 電話：048-932-6777 FAX：048-932-6779 受付時間：毎週月～土曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

(2) 「第三者委員」について

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。当事業所の苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

草加市社会福祉協議会 第三者委員	委員氏名・電話番号 小松崎 文貴 048-951-7472 大矢 浩子 048-941-3880 高橋 和子 048-928-9146
---------------------	--

(3) 行政機関等その他の相談、苦情等受付窓口

草加市役所健康福祉部 障がい福祉課 障がい支援係	所在地 草加市高砂一丁目1番1号 電話番号 048-922-0151, 1442 FAX 048-922-1153 受付時間 午前8時30分～午後5時 毎週月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
埼玉県社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ内 電話番号 048-822-1243 FAX 048-822-1406 受付時間 午前9時～午後4時 毎週月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

年 月 日

移動支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

名称 社会福祉法人草加市社会福祉協議会

住所 草加市松江一丁目1番32号

代表者名 会長 帛 溪 文 有 印

説明者

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から移動支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

電話番号

代理人 住所

氏名 印

利用者との関係

連絡先等電話番号

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報につきましては、円滑にサービスを提供するために実施される事業所内における担当者会議、私の利用するサービスに係る他の事業所との連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

年 月 日

利 用 者 住所

氏名

印

代 理 人 住所

氏名

印

続柄

家族等代表 住所

氏名

印

続柄

別添 1

《利用料金表》 *金額設定につきましては、地域区分別 1 単位の単価 (5 級地 10.60 円) を乗じた金額で計算されています。

30分未満	2,713円
30分以上1時間未満	4,282円
1時間以上1時間30分未満	6,222円
1時間30分以上2時間未満	7,091円
2時間以上2時間30分未満	7,992円
2時間30分以上3時間未満	8,872円
3時間以上	9,762円
以降30分を増すごとに	879円

※利用者上限額について

生活保護世帯、低所得世帯 0 円 (利用者上限額が適用される場合は、減免後の支払いとなります。受給者証をご確認ください。) また、支給量を超えたサービスの場合は、全額自己負担となります。

※平常の時間帯 (午前 8 時～午後 6 時) 以外の時間帯でサービスを受けられる場合には、次の割合で割増料金が加算されます。

- ・早朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) : 25%増し
- ・夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで) : 25%増し
- ・深夜 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで) : 50%増し

※利用料金等の支払い方法

利用料金は、1 か月ごとに計算し請求します。支払い方法は、原則として口座振替となります。